

## 法制審議会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見

### 第1 結論

民法(債権関係)改正に反対し、個々の論点について言及しない。

### 第2 理由

- 1 当会は、平成23年5月の総会決議において、今回の民法改正に対して、「東日本大震災の復興が実現するまで完全なる凍結を行い、復興後の平時の環境において広く民意の反映される体制のもとで、改めて審議を行うことを強く求める。」との決議を表明した。その理由の中では、(1)法制審議会民法(債権関係)部会の委員等の選任手続が不公正である、(2)比較法的関心に基づく学説的見地等からの改正であり、改正を基礎付ける立法事実がない、(3)多条文化が予想され複雑化し、わかりやすい民法に逆行する、との問題点を指摘した。しかし、東日本大震災の復興はもとより、これらの問題点について、現在に至るまで何ら解決しようとする試みすら行われていない。法制審議会民法(債権関係)部会は、これらの問題点を指摘する声に耳をふさぎ、分科会を含めると週一度という異常な頻度で開催され、本件中間試案を示すに至った。

今回のパブリックコメントの募集は、個別論点についてのみ意見を聞くが、改正の必要性については、意見を求めておらず、改正ありきを前提とする法制審議会の暴走であるというほかない。

- 2 民法は、国民の生活活動の基本的なルールを定める基本法である。国民の基本法の改正作業が、国民を無視した学説上の対立や権力闘争の手段として利用され、使い勝手の悪いものになってはならない。

民法(債権関係)改正の必要性について、当会は、平成24年12月にアンケートを実施したが、それによれば、民法改正の必要を感じた事案に遭遇していないという回答割合が90%以上、条文の詳細化・多条文化に反対する回答割合が90%以上に達している(平成25年1月23日段階。会員数103名{アンケート配布時点での会員数}中、回答数75名)。

さらに全国の弁護士会員に対するアンケート調査の結果においても、債権法改正を進めることに賛成する意見が176名に対し、反対意見は1378名であり、債権法改正に賛成する意見は、回答者全体の1割にも満たない(平成25年2月4日現在。回答数総数1890名)。法制審議会の上記改正作業に問題点が存在することが実証的にも裏付けられたというべきである。

- 3 国民を無視し、立法事実の有無、民法（債権関係）改正の必要性の有無を棚上げにした本件パブリックコメントの募集は、極めて遺憾であり、民法の見直し以前に、委員構成や審議方法を含めた根本的な見直しを強く求める。